

# 第5次朝霞市障害者プラン 第5期朝霞市障害福祉計画

子どもから大人まで 障害のある人もない人も  
互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現

朝霞市

第5次朝霞市障害者プラン

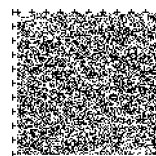
平成30(2018)年度 ~ 平成35(2023)年度

第5期朝霞市障害福祉計画

平成30(2018)年度 ~ 平成32(2020)年度



朝霞市キャラクター  
ほぼたん





# はじめに

「私が暮らしたいまち 朝霞」を将来像とした第5次朝霞市総合計画では、「市民にノーマライゼーションの理念が普及し、障害及び障害のある人についての理解が深まり、障害のある人となない人が共生できるまち」を目指して、各種障害者支援を定めております。

この度、この総合計画を上位計画として、「子どもから大人まで 障害のある人もない人も互いを尊重し 地域で共に生きる社会の実現」を基本理念とした「第5次朝霞市障害者プラン」及び「第5期朝霞市障害福祉計画」を策定しました。

また、このほかにも本市では、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすことを目的とした「朝霞市日本手話言語条例」を平成28年4月1日に施行し、共生社会の実現に向けた施策の一つとして展開しているところでございます。

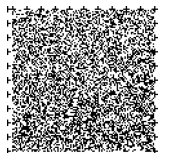
障害のある人を取りまく環境は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、障害者差別解消法の施行などの法整備により、日々変化してきております。

今後は、この第5次朝霞市障害者プラン・第5期朝霞市障害福祉計画に基づき、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指して障害福祉サービス、就労支援、相談支援など地域生活支援の充実に努めるとともに、目標の実現に向けて各種施策に取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定にご尽力をいただきました、朝霞市障害者プラン推進委員会委員の皆様をはじめ、アンケート・ヒアリングへのご協力並びにパブリックコメントに多くのご意見をお寄せいただきました市民、市民団体及び事業所の皆様に、心より御礼を申し上げます。

平成30年3月

朝霞市長 富岡 勝則



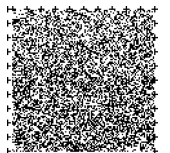




# 目次

## 第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の法的根拠.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間及び構成.....	5
5 計画の策定体制等.....	6
6 計画策定の主なポイント.....	7
第2章 障害のある人・障害のある児童を取り巻く状況.....	11
1 朝霞市の概況.....	11
(1) 朝霞市の地勢と人口.....	11
(2) 人口・世帯の推移.....	12
(3) 年齢階層別人口の推移.....	13
(4) 人口動態.....	14
2 障害のある人・障害のある児童等の状況.....	15
(1) 身体障害のある人.....	15
(2) 知的障害のある人.....	17
(3) 精神障害のある人.....	18
(4) 難病患者.....	19
3 調査でみる障害のある人・障害のある児童の現状.....	20
(1) 調査の概要.....	20
(2) 障害のある人・障害のある児童の調査結果の概要（調査区分A）..	23
(3) 障害のある児童の保護者の調査結果の概要（調査区分B）.....	28
(4) 障害福祉サービス事業所の調査結果の概要（調査区分C）.....	30
(5) 障害者団体の調査結果の概要（調査区分D）.....	32
第3章 基本理念及び基本目標.....	34
1 基本理念.....	34
2 基本目標.....	35
3 施策体系.....	37
第4章 計画の推進.....	40

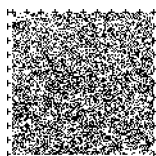


## 第2部 第5次朝霞市障害者プラン

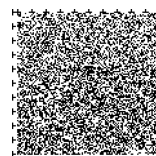
第1章 共生社会の実現を目指す.....	43
(1) 相互理解の推進.....	43
(2) 差別解消の推進.....	49
(3) 権利擁護の取組の充実.....	50
第2章 地域生活を充実し、社会参加を支援する.....	54
(1) 地域生活支援の充実.....	54
(2) 日中活動の場の充実.....	62
(3) コミュニケーション支援.....	63
(4) 社会参加の支援.....	66
第3章 就労を支援する.....	71
(1) 就労の支援.....	71
第4章 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する.....	75
(1) 障害のある子どもの療育・教育の充実.....	75
第5章 安心・安全な暮らしをつくる.....	82
(1) 福祉のまちづくりの推進.....	82
(2) 保健・医療サービスの充実.....	85
(3) 安全な暮らしの確保.....	89

## 第3部 第5期朝霞市障害福祉計画

第1章 基本的な考え方.....	91
(1) 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	91
(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等.....	91
(3) 入所等から地域生活への移行、継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	91
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組.....	92
(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援.....	92

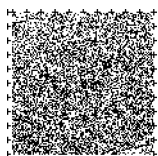


第2章	障害者総合支援法のサービス体系	93
第3章	平成32(2020)年度の目標設定	94
1	基本目標	94
	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	94
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	95
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	96
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	97
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	99
2	数値目標を達成するための取組	101
第4章	サービス等の見込量とその確保の方策	102
1	訪問系サービス	102
	(1) 居宅介護	102
	(2) 重度訪問介護	103
	(3) 同行援護	104
	(4) 行動援護	105
	(5) 重度障害者等包括支援	106
2	日中活動系サービス	107
	(1) 生活介護	107
	(2) 自立訓練(機能訓練)	108
	(3) 自立訓練(生活訓練)	109
	(4) 就労移行支援	110
	(5) 就労継続支援(A型)	111
	(6) 就労継続支援(B型)	112
	(7) 就労定着支援	113
	(8) 療養介護	114
	(9) 短期入所	115
	(10) 自立生活援助	117
3	居住系サービス	118
	(1) 共同生活援助(グループホーム)	118
	(2) 施設入所支援	119
4	相談支援	120
	(1) 計画相談支援、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)	120





5	障害のある児童への支援	122
	(1) 障害児通所支援	122
	(2) 居宅訪問型児童発達支援	126
	(3) 障害児入所支援	127
	(4) 障害児相談支援	129
	(5) 障害のある子ども・子育て支援等（教育・保育）	131
<b>第5章 地域生活支援事業</b>		<b>133</b>
	必須事業	134
1	理解促進・啓発事業	134
2	自発的活動支援事業	135
3	相談支援事業	136
4	成年後見制度支援事業	138
	(1) 成年後見制度利用支援事業	138
	(2) 成年後見制度法人後見支援事業	139
5	意思疎通支援事業	140
6	日常生活用具給付等事業	142
7	手話通訳者等養成事業	143
8	移動支援事業	144
9	地域活動支援センター事業	145
	任意事業	146
1	日常生活支援	146
	(1) 訪問入浴サービス	146
	(2) 日中一時支援	147
	(3) 巡回相談支援	148
2	社会参加支援	149
	(1) スポーツ・レクリエーション教室開催等	149
3	就業・就労支援	150
	(1) 就労支援センター	150
	その他（市の独自事業）	151



## 資料編

1	策定体制.....	153
2	策定経過.....	156
3	障害のある人が利用している主な施設.....	158
4	障害のある児童が利用している主な施設.....	160
5	用語解説.....	162

